

レタ時ニハ此ニ應ズルタメニ、當局ノ御盡力ニヨツテ獎勵米ガ制定  
 サレマシタガ、今日獎勵米ハホトンド當初ノマ、テ検査ノ峻厳ニ關  
 セズ増額ハサレテ居マセン。コノ不合理ヲ匡正スルタメニ私共ハ獎  
 勵米ノ増額支給（二升五合ト五十錢合計五升増額）ヲ地主ニ要求シ  
 ツ、アリマスガ、彼等ハ合格米納入トノミ規定セル小作契約ヲ理由  
 ニ、此ノ私共ノ當然ノ要求ニサヘ應ズベクモアリマセン。コレダケ  
 増額サレテモクツ米ノ多量ニ出ルコトデ大イニ損害ヲ受ケルノデア  
 リマス。就而私共ハ検査規則施行當初ニ鑑ミ、獎勵米ヲ俵五升増額  
 シテ、コノ今日ノ検査ニ適應スル様御取計下サルカ、若シクバ今日  
 ノ検査制度ソノモノヲ御撤廢下サルカ何レカラシテ戴キ度イノデア  
 リマス。コレコソ窮乏ニ泣ク小作農民ノ切實ナル願望デアリマス。  
 何卒窮乏ノド底ニツキ落サレタ縣下小作農民ノ利益ノタメニ右御  
 取計相成リ度懇願スルモノデアリマス。

(附)

私共ハ現行検査規則ノ欠陥トシテ尙以上ノ他ニ多々擧ゲルコト  
 ガ出来マスガ、次ニ參考ノタメソノ二三ヲ列擧イタシマス。  
 一、生産移出兩検査ノ連絡ナシ。  
 二、ソノ検査ハ何レモ縣ノ任命セル検査員ノ行フモノデアルニ  
 モ不拘此ノ兩者ノ連絡ニハ非常ニ欠グル所ガアリマス。  
 生産検査チ合格ニナツタモノガ不合格ニナリ、不合格合格ニ  
 ナルコトハ多數ニ出テ、如何ニ肉眼鑑定トハ言ヘアマリニモ  
 連絡ナシト申サマルヲ得マセン。商人ハコ、ソツケ込  
 「移出デドウナルカ分ラヌ」ト言フ理由ヲモツテ相場ヲタ、  
 キツケルノデアリマス。又生産検査ヲ受ケテ商人ニ賣却シタ  
 モノガ、ソノ後移出チ構目ガ切レタト言ツテ、生産者へ始末  
 書ヲ提出サセ、ソノ不足ヲ補充サスニ至ツテハ不合理ニ極マ  
 レリト申サマルヲ得マセン。運糧中ニ不足スルコト無シトセ